

## 第26回大空町農業委員会総会議事録

令和元年7月23日第26回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

2番 江口 美世司	3番 石田 正俊	4番 苜米地 正幸
5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治	7番 岡内 浩之
8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸	10番 早川 敏幸
11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸	13番 井上 良幸
14番 田中 悟	15番 田中 秀雄	16番 齊藤 貞利
17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣	19番 佐藤 廣治
20番 渡辺 誠	22番 福田 重幸	23番 岡本 シゲ子
24番 遠藤 哲也	25番 長谷川 伸一	26番 永倉 誠二
27番 山神 正信		

#### (2) 欠席者

1番 石原 せつえ	21番 石田 敦
-----------	----------

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主査 渡邊 豪
-----------	---------

第26回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

井上局長	<p>それでは皆さんお揃いですので、ただ今から大空町農業委員会第26回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん御苦勞様でございます。</p> <p>お天気も続きまして昨日あたりから風とともに温度もあり、麦はかなりちょっと色づいてきて、ここ数日で収穫も始まるのかなとは思っております。玉葱の根切りも始まったようでございます。</p> <p>全体的に作物が進んでいる中、麦の収穫がまもなく始まるとともに良質の麦と収量がたくさん採れることを願うところでございます。</p> <p>先週ですか、19日に3町の親睦交流会のパークがございました。そこで〇〇委員が優勝され、団体が大空町ということで表彰されております。出席された委員さんにおかれましては、大変ご苦勞様でございました。</p> <p>何かと収穫もこれから始まるわけですが、機械等に十分注意されまして、作業を進めていただきたいなと思っております。</p> <p>このあと第26回の総会でございますので、皆さんの忌憚のないご意見をいただいて進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>6月25日開催の第25回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第26回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後2時5分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p> <p>事務局長。</p>

井上局長	<p>ただいまの出席委員は、25名であります。</p> <p>石原委員、石田敦委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計9件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、23番岡本委員、24番遠藤委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和元年7月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>利用権設定関係の1番です。</p> <p><b>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、昨年12月に買入協議の議決を頂き、農業公社の保有合理化事業を利用した農地の隣接地にあった建物等を解体し、その場所を農地として使用貸借の権利設定をする新規の案件です。</p> <p>なお、借主はその隣接地を北海道農業公社から貸付を受けています。図面については、1ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形</p>

	<p>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 1 番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しま した。 ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定によ り 〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規 定による農用地利用集積計画の要請について」を議題としま す。 所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規 定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集 積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和元年 7 月 2 3 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第 2 号所有権移転関係 1 番説明朗読】</b> 賃貸借から売買へ移行する案件です。そのため、図面を省略して おります。この農地の隣接地も売買を行うこととしており、議案第 3 号 3 番で審議予定となります。 第 4 地区農業委員により 6 月 2 5 日にあっせん会を行っており ます。また、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合して</p>

山神会長	<p>いることを確認しております。譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含め32.4ha、労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>この件について、第〇地区委員より補足説明があればお願いします。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第〇地区農業委員により6月25日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p>
	<p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</b></p> <p>前借主の規模縮小に伴い、賃貸借契約の解約を本年11月1日付けで行うことから、次の日からの賃貸借について新規に設定するものです。</p> <p>7月5日に第〇地区農業委員により、あっせん会が行われておりま</p>

山神会長	<p>す。図面については、2ページのとおりです。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載する農地を含め32.4ha、労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p> <p>この件について、第4地区〇〇委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第4地区農業委員により7月5日にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入が必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和元年7月23日提出</p>

	<p>大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第3号1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏及び〇〇氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第〇地区農業委員さんにより6月11日にあっせん会を行っております。</p> <p>大成86番1及び88番1については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、29.0ha、労働力は4人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり29万円、総額1435万5千円です。</p> <p>大成98番4については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、24.8ha、労働力は4人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり27万円、総額802万円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第3号の1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第3号の2番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第〇地区農業委員さんにより6月25日にあっせん会を行っております。〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。</p> <p>買受け予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、25.6ha、労働力は4人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり29万円、総額1374万9千円です。</p> <p>大成98番4については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第3号の2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により          ○○委員の退席を求めます          暫時休憩とします。</p> <p>(○○委員退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。          次に議案第3号の3番について、提案理由の説明を求めます。          渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号3番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である○          ○氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第○地区農業委員さんにより6          月25日にあっせん会を行っております。○○氏が公社からの買受け          予定者になります。</p> <p>買受予定者の経営面積は、議案第2号所有権移転関係1番で説明し          たとおりです。あっせんによる売買価格は、10a当たり30万円、総          額1625万1千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きい          ので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したい          との事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、賃貸借から          の移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第○地区委員より補足説明があればお願いしま          す。</p>
委員	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りまし          たが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、          その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第3号の3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第3号の3番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。  次に議案第3号の4番について、提案理由の説明を求めます。  渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号4番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者の離農に伴う農地売買の案件であり、新規案件となります。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第5地区農業委員さんにより3月4日にあっせん会を行っております。〇〇氏が公社からの買受け予定者となります。</p> <p>買受け予定者の経営面積は、議案にある農地を含めず、18.1ha、労働力は1人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり36万円、総額835万2千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、3ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>

山神会長	これより議案第3号の4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号の5番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<p><b>【議案第3号5番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者の離農に伴う農地売買の案件であり、新規案件となります。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第〇地区農業委員さんにより3月4日にあっせん会を行っております。〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。</p> <p>買受け予定者の経営面積は、議案にある農地を含めず、13.6ha、労働力は3人です。あっせんによる売買価格は、510番3及び4について10a当たり13万円、それ以外は10a当たり36万円、総額1568万2千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、4ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。

山神会長	これより議案第3号の5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の5番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号の6番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<p><b>【議案第3号6番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第5地区農業委員さんにより3月29日にあっせん会を行っております。</p> <p>住吉301番3については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案にある農地を含め、11.5ha、労働力は1人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり35万5千円、総額351万7千円です。</p> <p>住吉302番2及び314番2については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、先ほどの5番で説明したとおりです。あっせんによる売買価格は10a当たり36万円、総額1045万5千円です。</p> <p>住吉307番9及び311番19については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、14.2ha、労働力は2人です。あっせんによる売買価格は、住吉307番9について10a当たり36万円、住吉311番19について、10a当たり20万円、総額176万4千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。図面は、賃貸借からの移行のため、省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>

山神会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いし ます。
〇〇委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りまし たが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、 その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
山神会長	これより議案第3号の6番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の6番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則 第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のと おり報告する 令和元年7月23日提出 大空町農業委員会会長 山 神正信。  【報告第1号説明朗読】 すみません、日付について訂正をお願いしたいと思います。 平成と書かれていますが、令和元年6月25日から令和元年7月22 日に訂正していただければと思います。
山神会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
山神会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた

	<p>しました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いしま す。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 3 1 分)</p>
--	--

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_